

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会
遺伝子組換え食品等調査会(オンライン会議)

日時 令和3年10月29日(金)
10:00～
場所 AP虎ノ門会議室J
開催形式 Web会議

〇〇〇

ただいまより、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会を開催いたします。私は事務局の、〇〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございます。この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン会議での開催とさせていただきます。

本日の出席状況ですが、現時点で本調査会の委員6名中、6名の委員に御出席いただいております、本日の調査会が成立することを御報告いたします。

また、本日は参考人として、魚類の専門家にお越しいただいております。まず、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所企画調整部門研究主幹の及川様です。東京大学大学院農学生命科学研究科教授の菊池様です。北里大学海洋生命科学部生物化学研究室教授の佐藤様です。東京海洋大学学術研究院教授の吉崎様です。なお、本日の議題の申請者であるリージョナルフィッシュ株式会社には、審議の途中から御参加いただく予定です。

また、本日の会議は企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益を与えるおそれがあるため、非公開で行っています。また、本日の議題は事業者の要望を端緒としていることから、利益相反の確認の対象となります。食品衛生分科会審議参加規程に基づいて、要望した企業については、過去3年間における寄附金等の受取りについて委員より御申告いただきました。その結果、本日御出席の委員、参考人において、退席等が必要な委員はいないことを確認しております。

次に、事務局よりオンライン会議の進め方、資料について説明いたします。

〇〇〇

事務局の〇〇〇と申します。まず、オンライン会議の進め方について説明いたします。今回はWebexを活用したオンライン会議となります。円滑な進行のため、次の点について御対応いただきますようお願いいたします。発言者以外はマイクをミュート設定にしてください。発言されたい場合は、挙手、又はメッセージにて意思をお伝えください。挙手、又はメッセージを確認しましたら、座長又は事務局より指名します。指名された方は、ミュート設定を解除して御発言ください。お手数ですが、発言の冒頭でお名前をお伝えください。発言が終了しましたら、再びミュート設定にしてください。

次に配布資料について、説明させていただきます。今回の配布資料は、リージョナルフィッシュ株式会社より提出されたゲノム編集技術応用食

品等の事前相談資料、届出様式(案)及び公開資料(案)と、事務局が作成したゲノム編集技術応用食品等の確認結果(案)、委員及び参考人からの質問及び指摘事項の5種類です。事前相談資料については、これまで委員及び参考人にいただいた指摘事項を踏まえて修正された最終版となっております。届出様式(案)及び公開資料(案)については、事前相談内容を踏まえ作成されたものとなります。確認結果(案)については、事前相談資料の各項目についての確認内容となります。そのほかの資料については、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」、「ゲノム編集技術応用食品等の取扱いに関する留意事項」、「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項」となっております。なお、確認結果については、調査会終了後に本調査会の資料掲載ページに掲載いたします。

会議の途中で操作不良等を生じましたら、挙手又はメッセージを活用して、事務局へお申し付けください。以上です。

〇〇〇 それでは、以降の進行は〇〇〇をお願いいたします。〇〇〇、よろしく
お願いいたします。

〇〇〇 〇〇〇です。本日もよろしくお願いいたします。

早速、議事に入ります。本日の議題は、(1)ゲノム編集技術応用食品等の個別品目(トラフグ)についてです。まず、リージョナルフィッシュ株式会社から事前相談を受けている「高成長トラフグ(4D-4D系統)」の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

〇〇〇 お手元の資料2を御覧ください。本日、主に御説明する内容は資料2です。「ゲノム編集技術応用食品(トラフグ)の事前相談に係る確認結果」というものです。この確認結果は、今は案の状態ですが、本日の御議論を踏まえて、修正があれば修正させていただいた上で、マスキングを掛ける部分もあると思いますので、事業者にも確認いただいた上でマスキングを掛けて、厚生労働省のホームページに後日掲載させていただくものです。本日の議事録も、委員の皆様方に確認頂いた後、事業者にもマスキングの確認を頂いて、議事録も厚生労働省のホームページに後日アップさせていただきたいと思います。本日の会議はクローズで行っているのですが、一般の方が確認できる部分というのは、この確認結果と議事録のみになってしまいますので、委員の皆様方には確認結果を何度も御覧いただいておりますが、中身について少し詳しく、議事録にもしっかりと残るように、一般の方も後々御覧になれるように、詳しく御説明申し上げますので、御了承ください。

確認結果の中身にまいります。今回のトラフグは、取扱要領に基づい

て、令和2年8月18日付けで、リージョナルフィッシュ株式会社から事前相談として提出されているトラフグです。マダイから1か月後ぐらいに、事前相談の提出があったというものです。この調査会の委員、参考人の皆様方に意見を聞いて、以下の内容について確認したものです。まず、大きく分けて2つあります。1つが提出資料の確認、それを基にして、2番目が確認結果となっております。

まず、1. 提出資料の確認です。(1)開発した食品の品目・品種名及び概要です。今回は、高成長トラフグ(4D-4D)系統ということで、今回は4塩基欠失のものをオスとメスを利用して作られているので、そういう意味で「4D-4D」と呼んでいるということです。

ゲノム編集技術を用いて、食欲抑制因子であるレプチンを受容するレプチン受容体をコードする遺伝子の一部を改変することで、食欲が抑制されず、摂食促進に伴い飼料利用効率及び成長率が改善するというトラフグです。

マダイの場合には、筋肉が増えることを抑制する物質を働かなくしたというもので、結果的に筋肉が増えるという機序ですが、今回のトラフグはそれとはまた違いまして、通常は、餌を食べて休んで、食べて休んでという中で、満腹中枢のようなものが働くために、食べた後はしばらく食べなくなるというのですが、今回のトラフグは、その満腹中枢として働く遺伝子を働かなくした結果、ある程度ずっと食べ続ける、その結果成長が早くなるというフグです。

次に、(2)利用したゲノム編集技術の方法及び改変の内容です。①として、従来系統、今回は瀬戸内海域にて捕獲した野性型のものです。マダイの場合には、近畿大学で30年間品種改良した系統を主に使用していますが、今回は瀬戸内海産です。その掛け合わせによって得られた受精卵に対して、マイクロインジェクション法によりCas9メッセンジャーRNA(mRNA)及びトラフグレプチン受容体遺伝子を標的としたガイドRNA(gRNA)を移入した。②として、ゲノム編集当代(T0)において、トラフグレプチン受容体遺伝子の一部に欠失を持つ個体を選抜し、その個体を用いて後代の同一欠失の集団を得た。具体的には、雑種第1代(〇〇〇個体)において、標的配列が同一の欠失、これは塩基数が4塩基欠失しているものです。欠失の位置も同じであることを、塩基配列解析によって確認しています。

次に、(3)外来遺伝子及びその一部の残存がないことの確認に関する情報です。①ゲノム編集当代においてRNA(mRNAとgRNA)のみの移入である。②雑種第1代(〇〇〇個体)において、トラフグゲノム

上にRNAに相当する配列が組み込まれていないことをPCR法及び全ゲノム配列解析（BWA-MEM、k-mer法を用いて解析）しております。これらによって確認しております。

（４）確認されたDNAの変化がヒトの健康に悪影響を及ぼす新たなアレルゲンの産生及び含有する既知の毒性物質の増加を生じないことの確認に関する情報です。まず①、オフターゲット候補の探索及び確認です。GGGenome及びCas-OFFinderを用いて、2塩基までのミスマッチ（indelを含む）を含む配列を候補配列として検索しています。また、全ての候補配列は61か所ありましたが、それらについて全ゲノム配列解析、これは、雑種第1代〇〇〇個体全ての全ゲノムデータをトラフグ全ゲノムデータベース、FUGU5.0にマッピングすることによって、該当配列にオフターゲット変異がないことを確認したものです。更に、エキソン上にある候補配列、より変異が生じやすいと思われる候補配列、シードシーケンスの一致、1塩基ミスマッチですが、それに対しては、塩基配列解析によってオフターゲット変異がないことを確認しています。

②オープンリーディングフレーム、ORF解析によるアレルゲン性及び毒性の確認です。アメリカ国立生物工学情報センター、NCBIの検査プログラムを利用して、標的配列の変異により新規に発生の可能性があるORFを抽出したところ、新規に発生の可能性のあるORFが3つ検索されました。この3つのORF及び該当遺伝子の変異について、複数のアレルゲンデータベース及びタンパク質データベース、これはFAO、WHOも推奨するネブラスカ大学のリンカーン校のアレルゲンデータベースと、国立医薬品食品衛生研究所が提供しているアレルゲンデータベースなどを用いています。これらのアレルゲンデータベース及びタンパク質データベースにおいて検索したところ、該当するアレルゲン及び毒性タンパク質は存在しなかったという結果でした。

③ふぐ毒の確認です。届出の対象集団である雑種第1代（F1）については、ふぐ毒の検査の場合、その個体を殺さないで検査ができない関係で、届出個体〇〇〇個体そのままでは検査ができませんので、届出個体の〇〇〇個体の次の世代の後代交配種、つまり雑種第2代の可食部位である筋肉、皮、精巢、トラフグはこの3つが現状で可食部位になっているので、これらの部位について、食品検査衛生指針のマウス法によるふぐ毒の検査を行っています。ふぐ毒は一般的にテトロドトキシンとも言われていますが、もちろんテトロドトキシンだけではなくて、その前駆体あるいは別の毒素、パフトキシン、貝毒も含まれるフグもいるという報告もありますので、それらを総称してここでは「ふぐ毒」と申し上

げますが、それらを相対的に検査するには、マウス法が一番確実ということになっていきますので、マウス法によって検査を実施しています。その結果可食部位である筋肉6検体、皮6検体、精巢3検体、それぞれ12か月齢と23か月齢、1年と2年ぐらいなのですが、それぞれ3個体ずつ行っています。ただ、12か月齢の場合、精巢が未発達ですので、精巢の検査はしておりません。その関係で、精巢は23か月齢の3個体分の3検体ということになっております。これら全てが無毒（検出限界5 MU/g未満）ということでした。

次に、(5)特定の成分を増加・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変を行ったものについては、標的とする代謝系に関連する主要成分(栄養成分に限る)の変化に関する情報です。今回のフグは、代謝系に影響を及ぼす改変ではないものです。ただ、一般成分組成について行っていたいております。一般成分組成、ここでは水分、灰分、タンパク質、脂質について、これも届出の対象集団○○○個体で実施できませんので、子供のほう、つまり雑種第2代で実施しております。雑種第2代の4個体及び従来系統4個体、これは野性型の4個体です。これらを分析して比較したところ、両者の間に差異は認められなかったというものです。

次に2.の確認結果です。以上の確認について判断した結果です。(1)確認結果の概要、雑種第1代(○○○個体)が今回の届出の世代です。これについては、PCR法及び全ゲノム配列解析により外来遺伝子及びその一部の残存がないことが確認されたことから、届出に該当するものと判断した。「判断した」と過去形になっているのは、本日の議論を踏まえて、この案のとおりでよろしいとなれば、「判断した」ということになります。

(2)確認結果の詳細です。まず、雑種第1代、届出世代の○○○個体について、標的遺伝子の変異の内容(塩基数、位置)、今回は4塩基欠失です。これは全く同一の塩基数欠失、位置であることから、この集団を届出集団とすることに問題はないと判断した。続いて、外来遺伝子及びその一部の残存がないことの確認については、雑種第1代の○○○個体において、PCR法及び全ゲノム配列解析を用いて確認が行われた。これらにより、外来遺伝子及びその一部の残存がないことの確認が適切に行われていると判断した。

続いて、確認されたDNAの変化がヒトの健康に悪影響を及ぼす新たなアレルゲンの産生及び含有する既知の毒性物質の増加を生じないことの確認については、オフターゲット候補及び標的配列において実施されています。オフターゲット候補として検索された全ての候補配列61か所

について、全ゲノム配列解析によって該当配列にオフターゲット変異がないことを確認しています。加えて、塩基配列解析によって、オフターゲット変異がないことを確認しています。また、標的配列の変異により、新規に発生の可能性があるオープンリーディングフレーム(ORF)を抽出したところ、新規に発生の可能性のあるORFは3つ検索され、当該遺伝子の変異に加えて、これらの3つについて複数のアレルゲンデータベース及びタンパク質データベースにおいて検索したところ、該当するアレルゲン及び毒性タンパク質がないことを確認しています。

次の「これらの結果から」の2行は、最後に持ってきたほうがいいかもしれません。

次はふぐ毒です。ふぐ毒の確認については、届出の対象集団である雑種第1代(F1)の後代交配種の雑種第2代(F2)に対して、可食部位(筋肉、皮、精巣)について、マウス法による検査を実施した結果、検査を実施した可食部位においては無毒(検出限界未満)であったことを確認しています。したがって、事前相談のあったゲノム編集トラフグの可食部位に関しては、食品衛生の観点において、従来から可食部位として流通しているものと差異はないと判断しました。

この後、先ほど申し上げました6行ぐらい上の所を書いてある、これらの結果から、新たなアレルゲンの産生や既知の毒性物質の増加は生じていないと判断したというものです。

次ページです。これまでの確認結果の主な経緯の表があります。一番上から、まず、令和2年8月18日に、事前相談資料を受理しております。その後、マダイとトラフグを主に平行して見ていただきましたが、魚類ということで確認内容が被る部分が多かったので、基本的にマダイを中心にずっと見ていただいたという経緯がございます。事前相談資料の内容について、専門家の意見を聞き、指摘事項の発出及び事前相談者からの回答を確認。この過程で、オープンで議論することが必要だということで、令和3年に入って、5回ほどオープンの場で議論をして、取りまとめを行いました。この中で、当然、マダイやトラフグも委員、参考人の皆様方の頭にあったと思いますので、毒の話もさせていただいております。

その後、これは本日ですが、令和3年10月29日に非公開で遺伝子組換え食品等調査会を開催しております。これで、仮に問題はない、あるいは問題があるとなるかもしれませんが、その結果をこの会議後、事前相談者に連絡する予定です。仮に、問題がないとなった場合には問題ない旨の連絡をさせていただく予定です。その場合、令和3年10月29日以降、

届出されれば受理するという予定です。

次のページから絵が2枚ほどありますが、今、御説明申し上げたことを絵にしたものです。まず、今回、ゲノム編集をした当代、卵をマイクロインジェクション法でインジェクションしています。その結果、オスとメス、4塩基欠失、これは全く同じ欠失数で同じ箇所のものであります。それは、もちろんたくさんいろいろとある中での2尾を結果的に選んでいるというものです。これらを交配した中で、次の雑種第1代、〇〇〇個体ほどホモの接合体、両方の遺伝子に4塩基欠失が全く同じ場所に入ったホモの〇〇〇個体がありましたので、今回はこの〇〇〇個体を届出対象集団としています。マダイのときには、ここではホモが全部そろわず、その次の代でホモなりヘテロなりで、14塩基の欠失というものでそろえていったので、この雑種第2代のところで届出集団になりましたが、今回のトラフグの場合には雑種第1代の〇〇〇個体でそろえております。

次のページに、今御説明した主な検査の内容を書いています。まず、外来遺伝子の有無に関する確認です。今回の届出予定の〇〇〇個体で実施しています。外来遺伝子の有無の確認は、PCR法と全ゲノム配列解析を〇〇〇個体全てで実施しています。それから、オフターゲット変異の確認は、塩基配列解析、全ゲノム配列解析、これも〇〇〇個体全てでそれぞれ行っております。

ふぐ毒の確認ですが、先ほど御説明したとおり、届出予定の〇〇〇個体の子供の世代である雑種第2代について、12か月齢を3個体、23か月齢を3個体行ったところ、全てにおいて検出限界未満であったというものです。資料2についての説明は、長時間になりましたが以上です。よろしく願いいたします。

〇〇〇 ただいま説明いただきました事前相談に係る確認結果について、これまで委員及び参考人の皆様方から大きく3回にわたり指摘を頂き、これを反映した内容になっています。改めて委員及び参考人の皆様方から御意見がございましたら、挙手又はメッセージにて意思表示をお願いいたします。〇〇〇、よろしく願いいたします。

〇〇〇 この内容自体について改めてコメントすることはありませんが、その周辺について、2点ほど事務局にお伺いいたします。

1点目です。今回の届出が進んだ場合に、今回も農水省にも同時期に届出されるのでしょうか。議論として決着のついたところ、私が認識不足だったら申し訳ないのですが、取扱いについて、従来のフグと同じように資格のある者が処理すること、あと、本来、筋肉等の毒が蓄積しな

い所のモニタリングをするような話があったかと思います。その辺りはどこかに記載するのか、それとも、言わずもがなののであえて記載しないのか、確認できなかったのを教えていただければと思います。以上です。

〇〇〇

事務局からお願いします。

〇〇〇

〇〇〇、ありがとうございます。2点、いただきました。農水省の進捗、それからこのトラフグの今後の取扱いです。まず、農水省です。結論から申し上げますと、農水省の確認は済んでおります。主に、生物多様性への影響と飼料安全法に関する確認です。つい先日、それぞれの専門家の会合の中で確認が済んだと伺っております。

したがって、仮に、この調査会の中でこのトラフグは届出で良いとなった場合には、すぐに我々から農水省に届出を受理する予定だとお伝えさせていただき予定です。そうすると、農水省や厚労省に、ほぼ同時刻に届出がなされる予定です。

2点目は、このトラフグの今後の取扱いです。もともと毒を持っているものをゲノム編集した場合の取扱いは、一般論の魚の議論でも、当然、従来の取扱いに従う必要があるということを委員、参考人の皆様方に議論していただいたところです。したがって、この流通に当たっては、当然、今のフグの仕組みに全て従うことになります。可食部位もそうですし、流通するに当たっての処理の方法、当然、処理者に処理していただくかなければいけませんし、不可食部位についての取扱いも全く同じということになります。

次に今後の毒の検査についてです。事業者に対して、今後の毒の検査をどのように行うかということをお伺いしており、それを流通に出す都度モニタリング的に検査を行っていくと聞いております。当面は多く検査を行い、問題がないことを確認しながら少しずつ少なくしていくと伺っておりますが、引き続き、モニタリングをしっかりとやっていく予定だと聞いております。この資料に、それらのことを記載するかどうかです。現行のフグの規定に従っていただくことは当然のことなので、特に記載する必要はないかと思っております。一般論の議論でも、当然そうだとお伺いしております。

今後のモニタリングの検査です。おそらく、今回の事前相談の確認では、その部分を含めて確認したということにはならないかと思っております。もちろん、この部分はすごく大事なことなのですが、事業者に任意をお願いするということもあり、それ自体が確認が必要ということではないかと思っておりますので、事業者はこの確認結果を知らせる中で、事務局から

も、おっしゃっていただいていた検査を、今後もよろしくお願ひします
ということをおし伝えたいと思ひます。以上です。

〇〇〇 〇〇〇、よろしいでしょうか。

〇〇〇 ありがとうございます。私も取扱等について改めて書く必要はないと思
っていたのですが、議論があったものですから、どうなったか確認させ
ていただきました。ありがとうございます。

〇〇〇 委員や参考人の皆様から、御意見や追加のコメント等がありましたらお
願ひいたします。

特にないようですので、申請者のリージョナルフィッシュさんに入って
もらいましょうか。それでは、申請者のリージョナルフィッシュ株式会
社にお越しいただいておりますので、事務局は手続をお願ひします。

〇今川室長 手続させていただきます。少々お待ちください。

(リージョナルフィッシュ株式会社 入室)

〇浅生主査 リージョナルフィッシュ株式会社の〇〇〇、厚生労働省の浅生と申しま
す。本日は、よろしくお願ひいたします。こちらの声は聞こえているで
しょうか。

〇リージョナルフィッシュ(〇〇〇) はい、聞こえております。こちらの音声は聞こえて
いるでしょうか。

〇浅生主査 はい、よく聞こえております。それでは、よろしくお願ひいたします。

(質疑応答)

〇近藤座長 そのほか、委員、参考人の皆様方よろしいでしょうか。特に追加でない
ようであれば、本日の審議の取りまとめに入りたいと思ひます。では、
本日は、リージョナルフィッシュ株式会社様、御対応どうもありがとう
ございました。それでは、恐れ入りますが御退出をお願ひいたします。

〇リージョナルフィッシュ(〇〇〇) はい、ありがとうございます。失礼いたします。

(リージョナルフィッシュ株式会社 退出)

〇〇〇 退出が確認できましたでしょうか。

〇〇〇 事務局です。確認いたしました。退出されました。よろしくお願ひいた
します。

〇〇〇 確認できましたので、それでは、本日の高度成長トラフグ4D-4D系
統について、届出に該当するものと考えますがこれでよろしいでしょ
うか。よろしければ挙手にてお願ひいたします。

全員の意思が確認できました。ありがとうございます。それでは、届出
に該当するものと判断いたします。今後の手続について事務局から説明
をお願ひいたします。

〇〇〇 事務局、〇〇〇です。委員、参考人の皆様方、本当にどうもありがとうござ

いました。本日の審議において高成長トラフグ（4D-4D）系統については届出に該当すると判断されましたので、この後、この会議が終わりましたら厚生労働省から申請者へその旨通知をさせていただきます。その後速やかに情報提供することを考えております。

この具体的なタイムスケジュールですが、この会議が終わった後、事務局でも手続きいたしますと、おそらく早ければ午後1時ぐらいに届出がなされると思っております。その後、事務局でも内容を確認し必要な事務手続をして、早ければ午後2時前後ぐらいに厚生労働省のホームページに届出情報をアップすることが可能と考えております。その場合、アップするものとしては、本日の資料5です。資料5は事前に申請者に作っていただいた3枚ペーパーになります。これをアップさせていただく予定です。

その後、順調にいけば本日の午後3時に、これは事業者の話ですが、事業者が都内でマダイのときと同じように記者会見を行う予定になっております。もちろん、事前に記者会見を予定していたと言っても、今回、駄目だということになれば、当然それは届出をされたということではなく、今回のトラフグはこのようなものを研究していますということになります。今回は届出ということで、それも含めて会見ができるのではないかと考えております。ひとまず以上です。

〇〇〇 ただいまの事務局からの今後の手続について御意見、コメント等ございましたら、委員、参考人の皆様方からお願いしたいと思っておりますが、〇〇〇、挙手されておりますのでよろしくお願ひいたします。

〇〇〇 〇〇〇です。事務局に質問ですが、先ほど出ていました毒性のモニタリングを企業の努力でやっていくということですが、しばらくの間やるといってお話だったかと思っておりますが、これについて、例えば、継時的に毎年、厚労省が報告を受けるのか、また、モニタリング終了時にやめますという報告みたいなものを受けるようなお話になっているのか、あとは企業側からの連絡をひたすら待つという形に整理されているのか、もし何か分かっていたら教えていただきたいと思います。

〇〇〇 事務局、〇〇〇です。〇〇〇、ありがとうございます。これは明示的に、今後、受けますということは特に考えておりません。仮に義務的に必要であれば、そもそも、そこも引くくめて審議が必要になるという考えがありますので、今回はまずこの時点で問題ないと判断しておりますので、届出以降に義務的に提出を受ける予定はございません。ただ、今回の事業者に関しては、任意に情報提供はいただけるとは思いますが、事務局で義務的にもらうことは特に考えておりません。以上です。

〇〇〇 分かりました。ありがとうございました。

〇〇〇 そのほか特に、コメント、御意見等ございますか。そのほか特に御意見はないようですので、以上で本日の議事を終了したいと思います。連絡事項がございましたら、事務局からお願いいたします。

〇〇〇 事務局、〇〇〇です。委員、参考人の皆様方、長時間にわたり本当にどうもありがとうございました。本日以降のお話です。まず、主に御説明いたしました確認結果、先ほど2点、事務局的に修正点がありますと申し上げましたが、それも修正した上で、また委員、参考人の皆様方に見ていただき、マスキングする部分もあると思いますので、そのようなことも含めて後々確定すれば、それを厚労省のホームページに後日掲載する予定です。更にその後になりますが、本日の議事録も掲載する予定と考えております。

それから、更に今後ですが、前回のマダイのときに届出を分けていただいて、一方は届出をしていただいて、もう一方は2ペア分の確認がまだ済んでおりません。事業者は全ゲノムシーケンスの解析を行っていただいているところです。事業者次第ですが年内にはデータが上がってくるかなと思っておりますので、上がってくればまた委員、参考人の皆様方に御確認いただいた上で、問題なさそうとなれば持ち回り開催、こういったしっかりと開催しますということではなく、持ち回り開催をいつ開催しますということは公表した上で、メールでの持ち回り開催で問題ないことの確認を取りたいと思います。その上で、それをまたホームページ上にアップしたいと考えております。

したがいまして、魚の専門家の皆様方も申し訳ありませんが、もう少しお付き合いいただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。それ以降、今の件も含めて日程調整等はまた追ってメール等で御相談させていただきます。事務局からは以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。ただいまの御説明について、何か追加で御意見、コメント、その他ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、これにて遺伝子組換え食品等調査会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。